

## 五戸町地域密着型サービス事業者等指導監査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第23条、第78条の7、第83条、第115条の17、第115条の27及び第115条の45の7の規定による文書の提出、報告、質問、検査等及びそれに基づく措置として、指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者及び指定第1号事業者（以下「地域密着型サービス事業者等」という。）に対して、町が行う指導及び監査について、必要な事項を定めるものとする。

(指導及び監査の目的)

第2条 指導及び監査は、地域密着型サービス事業者等に対して行う介護給付、予防給付及び第1号事業支給費の支払い（以下「介護給付等」という。）に係る指定地域密着型サービス、指定地域密着型介護予防サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防支援及び指定第1号事業（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容並びに介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関し、法令等に対する適合状況等において、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

(指導及び監査の対象)

第3条 この要綱に基づく指導及び監査の対象は、次に掲げる地域密着型サービス事業者等とする。

- (1) 指定夜間対応型訪問介護事業者
- (2) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者
- (3) 指定地域密着型通所介護事業者
- (4) 指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業者
- (5) 指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業者
- (6) 指定看護小規模多機能型居宅介護支援事業者
- (7) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者
- (8) 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業者
- (9) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者
- (10) 指定居宅介護支援事業者
- (11) 指定介護予防支援事業者
- (12) 指定第1号事業者

(指導及び監査の実施担当課)

第4条 指導及び監査は、福祉課（以下「指導監査担当課」という。）が実施する。

(指導の基本方針)

第5条 指導は、地域密着型サービス事業者等に対し、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを基本方針とする。

(指導の形態)

第6条 指導の形態は、次に掲げるとおりとする。

(1) 集団指導

指導の対象となる地域密着型サービス事業者等を一定の場所に集めて行う。

(2) 実地指導

指導の対象となる地域密着型サービス事業者等（指定第1号事業者を除く。以下第7条第2号、第9条、第11条及び第20条第2項において同じ。）の事業所において実地により行う。

ア 一般指導

町が単独で行うもの

イ 合同指導

町が厚生労働省又は都道府県と合同で行うもの

(指導対象の選定基準)

第7条 指導は、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、次に掲げる選定基準に基づき実施する。

(1) 集団指導の選定基準

介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正の内容及び過去の指導事例等に基づく指導について、実地指導によらず集団指導による方が効率的と判断される場合に、原則として、全ての地域密着型サービス事業者等を対象に実施する。

(2) 実施指導の選定基準

ア 一般指導

(ア) 新たに介護給付等対象サービスを開始し、概ね1年を経過した地域密着型サービス事業者等を選定する。

(イ) 地域密着型サービス事業者等ごとの指定有効期間内に2回程度実施するものとし、国の示す指導重点事項に基づき選定する。

(ウ) その他特に一般指導を行うことが必要と認められる地域密着型サービス事

業者等を選定する。

#### イ 合同指導

一般指導の対象とした地域密着型サービス事業者等の中から、厚生労働省又は都道府県と協議の上、選定する。

(集団指導の方法等)

第8条 町長は、集団指導の対象となる地域密着型サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を記載した文書により、当該地域密着型サービス事業者等に通知するものとする。

(1) 集団指導の日時及び場所

(2) 出席者

(3) 指導内容等

2 集団指導は、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬等請求の内容、制度改正の内容及び過去の指導事例等について講習等の方式で行うものとする。

(実地指導の方法等)

第9条 町長は、実地指導の対象となる地域密着型サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を記載した文書により、当該地域密着型サービス事業者等に通知するものとする。

(1) 実地指導の根拠規定及び目的

(2) 実地指導の日時及び場所

(3) 指導担当者

(4) 出席者

(5) 事前提出資料、準備すべき書類等

2 実地指導の対象となった地域密着型サービス事業者等は、所定の期日までに、事前提出資料を指導監査担当課に1部提出するものとする。

3 実地指導に当たっては、事前提出資料、前回指導の問題点その他必要とする事項について、あらかじめその内容の分析、検討等を行うものとする。

4 実地指導は、厚生労働省が定める介護保険施設等実地指導マニュアル等に基づき、運営に関する事項及び介護報酬に関する事項について、地域密着型サービス事業者等の関係者から関係書類等を基に説明を求め、面談方式で行うものとする。

5 実地指導に当たっては、原則として2人以上の職員で実施するものとする。

(指導結果の復命)

第10条 指導を行った職員は、その結果について、速やかに町長に復命するものとし、

実地指導の復命の場合は、地域密着型サービス事業者等指導（監査）実施結果調書（様式第1号。以下「指導監査実施結果調書」という。）によるものとする。

（指導結果の通知等）

第11条 町長は、実地指導の結果、改善を要する事項が認められた場合及び介護報酬について過誤による調整を要すると認められた場合には、当該地域密着型サービス事業者等に対し、地域密着型サービス事業者等改善指示書兼改善報告書（様式第2号。以下「改善指示書兼改善報告書」という。）により、その旨を通知するものとする。

2 前項の規定により通知を行った場合は、当該地域密着型サービス事業者等に対し、改善指示書兼改善報告書により、改善状況について報告を求めるものとする。

（監査への変更）

第12条 実地指導中に次の各号のいずれかの場合に該当することを確認したときは、実地指導を中止し、直ちに監査を行うことができるものとする。

（1）著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合

（2）介護報酬請求に誤りが確認され、その内容が著しく不正な請求と認められる場合

（監査の基本方針）

第13条 監査は、地域密着型サービス事業者等の介護給付等対象サービスの内容について、第18条に規定する行政上の措置に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合又は介護報酬の請求について著しい不正若しくは不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを基本方針とする。

（監査対象の選定基準）

第14条 監査は、次の各号に掲げる情報を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認められる場合に行うものとする。

（1）通報、苦情、相談等に基づく情報

（2）都道府県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）、保険者、地域包括支援センター等からの通報情報

（3）介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者情報

（4）法第115条の35第4項の規定に該当する報告の拒否等に関する情報

（5）町が実地指導において確認した情報

（監査の方法等）

第 15 条 町長は、地域密着型サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は指導監査担当課の職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該地域密着型サービス事業者等の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査により、監査を行うものとする。

2 町長は、監査を行う場合には、原則として、あらかじめ次に掲げる事項を記載した文書により、当該地域密着型サービス事業者等に通知するものとする。

(1) 監査の根拠規定及び目的

(2) 監査の日時及び場所

(3) 監査担当者

(4) 出席者

(5) 事前提出資料、準備すべき書類等

3 監査の実施にあたっては、監査を行う地域密着型サービス事業者等の開設者又は管理者の出席を求めるほか、必要に応じて介護給付等対象サービスの担当者、介護報酬請求の担当者又は関係者の出席を求めるものとする。

4 監査に当たっての事前提出資料は、監査を行う地域密着型サービス事業者等から、必要に応じ適宜求めることができるものとする。

5 監査に当たっては、原則として 2 人以上の職員で実施するものとする。

(監査結果の復命)

第 16 条 監査を行った職員は、その結果について、速やかに指導監査実施結果調書を作成し、町長に復命するものとする。

(監査結果の通知等)

第 17 条 町長は、監査の結果、改善勧告に至らない軽微な改善を要する事項が認められた場合は、当該地域密着型サービス事業者等に対し、改善指示書兼改善報告書により、その旨を通知するものとする。

2 前項の規定により通知を行った場合は、当該地域密着型サービス事業者等に対し、改善指示書兼改善報告書により、改善状況について、報告を求めるものとする。

(行政上の措置)

第 18 条 町長は、監査の結果、指定基準違反等が認められた場合には、法第 78 条の 9、第 78 条の 10、第 83 条の 2、第 84 条、第 115 条の 18、第 115 条の 28、第 115 条の 29、第 115 条の 45 の 8 又は第 115 条の 45 の 9 の規定に基づき、次の各号に掲げる行政上の措置を行うものとする。

(1) 勧告

地域密着型サービス事業者等に指定基準違反の事実が確認された場合は、当該地域密着型サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を順守すべきことを勧告することができる。

## (2) 命令

地域密着型サービス事業者等が正当な理由なく、前号の勧告に係る措置をとらなかったときは、当該地域密着型サービス事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

## (3) 指定の取消等

町長は、指定基準違反等の内容等が、法第 78 条の 10 各号、第 84 条第 1 項各号、第 115 条の 19 各号、第 115 条の 29 各号及び第 115 条の 49 の 9 各号のいずれかに該当する場合においては、当該地域密着型サービス事業者等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること（以下「指定の取消等」という。）ができる。

2 前項第 1 号の規定による勧告又は同項第 2 号の規定による命令を行った場合は、当該地域密着型サービス事業者等に対し、措置状況について、文書により報告を求めるものとする。

3 町長は、前項第 1 号の規定による勧告をした場合において、当該地域密着型サービス事業者等が、それに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 町長は、第 1 項第 2 号の規定による命令又は同項第 3 号の規定による指定の取消等を行った場合は、その旨を公示するものとする。

## (聴聞等)

第 19 条 町長は、監査の結果、当該地域密着型サービス事業者等が命令又は指定の取消等の処分（以下「取消等処分」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 13 条第 1 項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。ただし、同条第 2 項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は適用しないものとする。

## (経済上の措置)

第 20 条 町長は、地域密着型サービス事業者等に対して勧告、取消処分等を行った場合には、保険給付の全部又は一部について、法第 22 条第 3 項に基づく不正利得の徴収等（返還金）として徴収する。

2 町長は、取消処分等を行った場合には、当該地域密着型サービス事業者等に対し、原則として、法第 22 条第 3 項の規定により返還額に 100 分の 40 を乗じて得た額を徴

収する。

（関係機関との連携等）

第 21 条 指導監査担当課は、適切な指導及び監査の実施に努めるため、都道府県、国保連等（以下「関係機関」という。）との連携を図るとともに、必要に応じ、関係機関に対して、町が確認した地域密着型サービス事業者等に関する情報の提供を行うものとする。

（行政措置の報告）

第 22 条 町長は、行政措置の実施状況について、所定の手続きに従い、厚生労働省及び都道府県に報告するものとする。

（その他）

第 23 条 この要綱に定めるもののほか、指導及び監査の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則（平成 30 年 8 月 8 日告示第 85 号）

この要綱は、公布の日から施行する。